ASTMAX

証券コード　7162
2020年６月10日

株　主　各　位

東京都品川区東五反田二丁目10番２号
アストマックス株式会社
代表取締役社長　本　多　弘　明

第８期　定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

また、この度、新型コロナウイルス感染症に罹患された方々には謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早いご快復を心よりお祈り申し上げます。

さて、当社第８期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況を踏まえ、株主様の安全確保及び感染防止のために、株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げるとともに、株主総会へのご来場を検討される株主様におかれましては、後掲する「新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせとお願い」をご参照のうえ、会場内の安全確保及び感染防止にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

書面による議決権の事前行使にあたっては、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年６月24日（水曜日）午後５時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　2020年６月25日（木曜日）午後２時（受付開始　午後１時）

2. 場　　所　東京都中央区日本橋二丁目７番１号　東京日本橋タワー５階
ベルサール東京日本橋　Room 12
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。なお、昨年と開催場所の階・会場が異なっております。ご来場の際は、お間違いのないようご注意ください。）

当日ご出席の株主様へのお土産は、株主の皆様の公平性への配慮から、本年より中止させていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項
(1) 第８期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第８期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

＜会社提案（第１号議案から第４号議案まで）＞

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役４名選任の件

第３号議案　監査役２名選任の件

第４号議案　取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

＜株主提案（第５号議案）＞

第５号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定及び取締役の報酬額改定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「会社の体制及び方針」並びに「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.astmax.co.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.astmax.co.jp）に掲載させていただきます。また、新型コロナウイルス感染症の状況に応じた各種対応についても、同ウェブサイトにて掲載することによりお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせとお願い

■当日は、登壇する役員及び事務局スタッフはマスクを着用させていただきます。

■株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な席数が確保できない可能性がございます。

■日ごろの健康状態にご留意いただき、特にご高齢の株主様や基礎疾患のある株主様、妊娠されている株主様におかれましては、くれぐれもご無理をなさらず、ご出席の見合わせもご検討ください。

■ご出席される株主様におかれましては、マスクの着用にご協力をお願いいたします。

■受付・会場内の複数個所に、手指消毒用の消毒液を設置いたしますので、ご利用ください。

■その他、株主様の安全確保及び感染防止のために必要な措置を講じる場合がございます。

以上、ご理解とご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

［添付書類］

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

Ⅰ　企業集団の現況に関する事項

１．事業の経過及びその成果

当社グループは、創業以来培ってきたノウハウを活用し、金融事業と総合エネルギー事業を展開しております。

当連結会計年度（2019年４月１日～2020年３月31日）におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善を背景に、景気は緩やかな回復基調で推移し、10月には延期されていた消費増税がスタートしました。世界に目を転じると、各国・地域間の通商問題の動向、中国及び東アジア諸国の政治・経済の先行き、英国のEU離脱問題、中東の地政学リスクの高まり、及びそれらに伴う金融資本市場の変動など、世界経済の先行きが不透明な状況ではあったものの、世界的に緩和基調の金融政策が継続される中、企業業績の更なる伸長が期待されて米NYダウは最高値を更新しました。しかしながら、年が明け新型コロナウイルス感染症が世界中に瞬く間に伝播すると、外出規制・都市封鎖等の措置が取られ、世界中の経済社会活動が大幅に抑制されることとなり、世界の株価も暴落し、わが国でも、12月末に前期末比10％以上上昇していた日経平均株価が、当連結会計年度末には、前期末比10％以上下落し18,917.01円となりました。今後の内外経済の先行きについては極めて不透明であり、当面は、この新型コロナウイルス感染症が市民生活、経済活動に与える影響は引き続き大きいものと判断せざるをえません。

当連結会計年度のセグメント毎の経営環境は以下のとおりです。

原油価格は、中東情勢の不透明さを要因として、前期から引き続き上昇して始まりましたが、米中貿易戦争による景気減退懸念から下落に転じました。9月にサウジアラビアの石油施設が攻撃されたことを受け、ブレント原油は、上場以来一日の最大の上げ幅を記録しましたが、その後は急反落し、10月には再び安値圏での取引となりました。その後、OPECの減産拡大合意などを理由に堅調に推移していましたが、第4四半期連結会計期間に入ると新型コロナウイルス感染症の影響で需要が急減した上に、サウジアラビアが増産を表明したため、3月には大幅に下落しました。安全資産と目された金も大幅に下落しましたが、その後は急激に値を戻し、高値圏での乱高下となりました。

再生可能エネルギーを取り巻く環境については、改正FIT法に基づき、2019年度の太陽光発電のFIT価格は14円（税抜）、2020年度は12円（税抜）となり、入札制度の対象も出力500kW以上の設備から250kW以上の設備にまで拡大されました。また、未稼働案件に対して運転開始期限設定を義務化する新たな仕組みも定められました。

また、既存案件については、当社グループの保有する太陽光発電設備も稼働する九州電力管轄内において、電力需給バランス維持、電力の安定供給の必要性により、出力抑制が発令されました。今後は他の電力管轄内においても発令される可能性が想定されます。

FIT価格は制度スタート時の40円（税抜）から大幅に低下し、前述の様にFIT制度自体についても見直しが行われていますが、「パリ協定」や「持続可能な開発目標（SDGs）」、「RE100（事業で使用する電力を100%再生可能エネルギーで調達することを目標とする国際的なイニシアチブ）」など、世界的に推進されている脱炭素社会を目指す動きが、わが国においても、ようやく広がりを見せてきています。新型コロナウイルス感染症の影響で世界経済に不透明感が高まっていますが、SDGs等を重視する流れは一層進むものと考えられ、再生可能エネルギーの重要性も増すことが見込まれます。

電力市場においては、2016年4月の電力小売全面自由化以降、小売電気事業者の事業者数及び切替件数は、共に順調に増加しています。一方、電力価格については、天候不順等による価格変動リスクが高まっており、小売電気事業者や発電事業者の経営においても、電力市場価格の「リスク管理」の重要性が認識されており電力取引のヘッジニーズが高まってきています。

経営成績は次のとおりです。

（単位：百万円）

	2019年3月期 連結会計年度	2020年3月期 連結会計年度	増減	増減率(%)	増減の主要因ほか
営業収益	11,120	11,932	811	7.3	①ASTAM社の非連結化（△1,873） ②ディーリング事業（△58） ③再生可能エネルギー関連事業の製品売上高（+987） ④電力取引の増加（+1,655）
営業費用	10,960	12,098	1,138	10.4	①ASTAM社の非連結化（△1,722） ②再生可能エネルギー関連事業の製品売上原価（+934） ③電力取引の増加（+1,634） ④ガス事業の先行投資（+10）
営業利益又は営業損失（△）	160	△166	△326	―	
経常利益又は経常損失（△）	130	△185	△316	―	①営業損失（△326） ②売却目的で保有している太陽光発電設備の売電収入（+102） ③売却目的で保有している太陽光発電設備の減価償却費（△56） ④持分法による投資損失（△21）
特別利益	144	1,028	883	610.9	①ASTAM社株式の一部を追加譲渡（944） ②東京商品取引所（以下、「TOCOM」という。）株式の譲渡（68）
特別損失	68	229	160	233.4	下記の減損処理等を実施 ①地方創生関連（98） ②新規取得した株式（69） ③海外取引所の会員権（34） ④オフィスリニューアルに伴う特別損失（25）
税金等調整前当期純利益	206	613	406	196.9	
法人税等合計	△20	371	392	―	①法人税、住民税及び事業税（268） ②法人税等調整額（103）
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失（△）	59	△2	△61	―	ASTAM社の非連結化
親会社株主に帰属する当期純利益	168	243	75	45.1	

（注）1．「法人税等合計」には、「法人税、住民税及び事業税」と「法人税等調整額」を含みます。
2．「ASTAM社」はアストマックス投信投資顧問株式会社を表します。
3．「特別利益」、「特別損失」、「法人税等合計」の「増減の主要因ほか」の数字は増減ではなく、実数値を表しています。

当社は、2019年４月１日付で、アセット・マネジメント事業のさらなる発展のため、ASTAM社の株式の一部をヤフー株式会社（現Ｚホールディングス株式会社。以下、「ヤフー」という。）に追加譲渡し、944百万円の特別利益を計上いたしました。これにより、当社のASTAM社株式の持株比率は49.9％となり、ASTAM社は当社の持分法適用会社となりました。

また、詳細は後述しますが、2020年3月期に主に以下のとおり減損処理等を行い、合計229百万円の特別損失を計上いたしました。
① 2018年3月期以降出資している地方創生関連事業（その他事業）：98百万円
② 2020年3月期に新たに取得した株式（電力取引関連事業）：69百万円
③ 海外取引所の会員権（ディーリング事業）：34百万円
④ オフィスリニューアル費用（グループ全体）：25百万円

さらに、アストマックス株式会社における、ASTAM社株式の一部譲渡が実現したこと等を受けて、繰延税金資産95百万円を取り崩したこと等により法人税等調整額を103百万円を、また、アストマックス連結納税グループとして法人税等268百万円をそれぞれ計上しております。

セグメント毎の業績及び取り組み状況は次のとおりです。

なお、セグメント利益又は損失は当該連結会計年度の経常利益又は経常損失と調整を行っており、連結会社間の内部取引消去等の調整額が含まれております。

（単位：百万円）

		2019年3月期 連結会計年度	2020年3月期 連結会計年度	増減	増減率(%)
アセット・マネジメント事業	営業収益	1,974	100	△1,873	△94.9
	セグメント損益	168	△27	△196	—
ディーリング事業	営業収益	485	426	△58	△12.1
	セグメント損益	10	△56	△66	—
再生可能エネルギー関連事業	営業収益	575	1,580	1,004	174.4
	セグメント損益	7	34	27	350.8
電力取引関連事業	営業収益	8,067	9,723	1,655	20.5
	セグメント損益	△14	18	33	—
その他	営業収益	31	117	85	267.2
	セグメント損益	△33	△32	0	—
調整額	営業収益	△14	△16	△1	—
	セグメント損益	△7	△122	△114	—
当期連結計算書類計上額	営業収益	11,120	11,932	811	7.3
	セグメント損益	130	△185	△316	—

（注）1.「その他」は、地方創生事業など、報告セグメント化されていない事業を示しています。
2.「調整額」のマイナスの増加は、ASTAM社の非連結化に伴い当社で負担する管理コスト等が増加する等、全社費用が増加したことによります。

(1) アセット・マネジメント事業

前述のとおり、2019年４月１日付で、当社はアセット・マネジメント事業を主として営むASTAM社株式の一部をヤフーに追加譲渡したため、当社のASTAM社株式の持株比率は49.9%となり、ASTAM社は当社の持分法適用会社となりました。したがって、第１四半期連結会計期間よりアセット・マネジメント事業の営業収益はアストマックス・ファンド・マネジメント株式会社（以下、「AFM社」という。）の数字のみを表しております。

AFM社においては、学校法人東京理科大学が主に出資する大学発ベンチャーキャピタルファンドの営業者としてファンド運営業務等を担い、投資金額の順調な積み上げを継続しておりますが、2020年３月末には新たなファンドの運用業務も受託することとなりました。

ASTAM社においては、日本の株式への連動又は逆連動を目指すファンドやスワップ取引を対象としたファンドからの資金流出に加え、公募投資信託「WTI原油先物ファンド（ロング・ポジション／ショート・ポジション／マネー・ ポジション)」の満期償還等を受け、運用資産残高合計は６月末時点で前連結会計年度末比295億円減少の3,878億円となりました。７月から８月の運用資産残高はほぼ横ばいで推移したものの、９月末にかけてはスワップ取引を対象としたファンドで投資家の利益確定の解約の動きがみられたことなどから９月末時点の運用資産残高は前連結会計年度末比571億円減少の3,602億円となりました。10月以降も米ドルへの連動又は逆連動を目指すファンドからの資金流出などを受けて、12月末時点の運用資産残高合計は前連結会計年度末比709億円減少の3,464億円となりました。2020年１月以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて金融市場は値動きの荒い展開が続く中、スワップ取引を対象としたファンドや米ドルへの連動を目指すファンドからの資金流出等もあり、当連結会計年度末の運用資産残高は前連結会計年度末比1,069億円減少の3,103億円になりました。全体として運用資産残高が前年同期間を下回る水準で推移し、報酬率が相対的に高い運用資産残高の減少等を受けて運用資産全体の報酬率も前年同期間と比較して低下したことから、ASTAM社の営業収益の総額は、前年同期間比で減少しました。

以上の結果、当事業における当連結会計年度の営業収益は100百万円（前年同期間比1,873百万円（94.9%）の減少、持分法適用関連会社となったASTAM社の営業収益は含まず）となり、6期ぶりに27百万円のセグメント損失（前年同期間は168百万円のセグメント利益）となりました。

ASTAM社では、前述のとおり、当連結会計年度を通じて、ファンドの満期償還と機関投資家の解約の動きが続きましたが、低金利が継続している現状の金融市場環境においては、各機関投資家の資産運用ニーズをより的確に捉えることが従来にも増して重要であり、こうしたニーズを十分に把握した上で、外部運用機関との協働も含め、機関投資家の運用成果に貢献しうるファンド組成をタイムリーに行っていくことに注力しております。同時に投資信託の販売会社等との協業も強化することによって運用資産残高の積み上げに努め、収益基盤の拡充にも取り組んでいます。また、ASTAM社ではこれまでの主力事業である機関投資家向けビジネスに加え、個人投資家向けビジネスについても一層の強化を図るべく、投資未経験者を含む個人投資家の皆様に向けて、対面型営業による長期積立型投資信託事業及びヤフーとの協働によるファイナンシャル・テクノロジーを活用した個人投資家の長期資産形成に貢献できる事業を全力で展開し、引き続きASTAM社の企業価値向上を目指しております。

(2) ディーリング事業

当事業は、アストマックス・トレーディング株式会社（以下、「ASTRA社」という。）が推進し、TOCOM、CME、ICE等、国内外の主要取引所において商品先物を中心に、株価指数等の金融先物を取引対象とした自己勘定取引を行っております。

前述の市場環境の中、原油市場では市場間の値差を利用した裁定取引で期間を通じて一定の収益を確保することができました。一方、貴金属の裁定取引では、第１四半期連結会計期間は値鞘の拡大が一方的な展開となり、損失が発生しました。第２四半期連結会計期間以降、貴金属でも裁定取引の機会が増加し利益を上げることができたものの、３月に入り新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延から取引所間の価格体系が崩れ再び損失を被りました。

以上の結果、当事業における当連結会計年度の営業収益は426百万円（前年同期間比58百万円（12.1％）の減少）、セグメント損失は56百万円（前年同期間は10百万円のセグメント利益）となりました。

なお、当事業のセグメント損益には含まれておりませんが、ASTRA社が保有する海外取引所の会員権の価格が簿価から50％以上下落したため、評価損34百万円を特別損失として計上いたしました。また、既に開示しておりますとおり、株式会社日本取引所グループが実施しておりましたTOCOMの株式の公開買付は終了し、ASTRA社が保有するTOCOMの普通株式及び無議決権株式は全て買付けられ68百万円の特別利益を計上しました。

当事業では、今後も引き続き経費節減に努めると同時に、ディーリング資金の効率的な運用を行い、取引所の組織や制度変更にも適切に対応し、引き続き収益力の回復を目指してまいります。なお、海外投資家へ開放された中国の先物取引市場については、第３四半期連結会計期間より取引を開始しております。

(3) 再生可能エネルギー関連事業

当事業は主にASTRA社及びアストマックスえびの地熱株式会社（以下、「えびの地熱社」という。）が推進しております。再生可能エネルギーを取り巻く環境は冒頭のとおりですが、当事業は、企業理念と行動指針に基づき、エネルギー問題、気候変動問題を中心とした環境への取り組みにより、世界が「持続可能な開発目標（SDGs）」によって目指していく社会の実現に貢献したいと考えております。わが国のエネルギー基本計画に沿って、2030年までに最大年間66,000トン（太陽光発電100MW相当）のCO_2削減を目指すとともに、再生可能エネルギーの導入及び拡大に寄与する方針であり、以下のとおり、継続的に再生可能エネルギー発電所の開発、取得、発電及び電気の供給（発電事業）、維持・運営管理（O&M事業）を行っております。

＜太陽光発電事業＞

当事業では、引き続き、以下の①を開発中であることに加え、建設中であった案件③は2019年11月に、②は2020年３月にそれぞれ完工し、運転を開始いたしました。これにより、当事業が従事した完工済みの案件は合計31.4MWとなり、今後着工する案件は以下の①のとおり、１箇所、2.1MWになります。

改正FIT法の施行、競合他社の参入、優良案件の減少等、案件確保が容易ではない事業環境ではありますが、当事業では、長年にわたり培ってきた優良案件を見極める力とネットワークの力を活用して、引き続き、太陽光発電設備の自社開発に加え、未稼働ID（FIT認定済みの運転未稼働案件）及びセカンダリー市場（完成した発電所の売買市場）での案件確保に取り組むと共に、保有している既存発電設備についても、譲渡を行うこと等を含めて、事業ポートフォリオの一部入替を検討する等、期間利益を確保しながら、事業採算性の向上にも取り組んでまいります。

自社開発（建設中）：

① 栃木県大田原市　出力規模：約2.1MW　2024年５月完工予定
稼働後はASTRA社による管理・オペレーション業務を行います。

自社開発（運転開始）：

② 茨城県石岡市　出力規模：約0.3MW
2020年３月に完工し、運転開始となりました。

③　鹿児島県霧島市　出力規模：約2.2MW

既に開示しておりますとおり、2016年10月に着工となりました本案件につきましては、当社グループとしての事業リスクを限定するために、SPC（特別目的会社）及び匿名組合契約（ASTRA社を出資者とし、SPCを営業者とする契約）を使った投資スキームを利用しており、2016年12月16日付にて太陽光発電設備を設置する合同会社に対し出資をしております。稼働開始は、2018年３月を見込んでおりましたが、工程が変更となったため、2019年11月末に稼働開始となりました。稼働後は、ASTRA社による管理・オペレーション業務を行っております。

セカンダリー市場：

新たな案件についても精査を行っております。

ポートフォリオの入替：

既に開示しておりますとおり、2019年９月30日付にて太陽光発電設備合計約3.0MW（岩手県内約0.9MW、埼玉県内約0.9MW、岡山県内約1.2MW）を譲渡し、売上総利益53百万円を計上しております。なお、譲渡後もASTRA社による管理・オペレーション業務を行っております。

＜地熱発電事業等＞

当事業では、ベースロード電源である地熱を利用した発電事業の取り組みも進めております。

宮崎県えびの市尾八重野地域では、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構による「地熱資源開発調査事業費助成金交付事業」の採択を受け、２MW規模の地熱発電の事業化を目指して、2016～2018年度に３本の調査井掘削を完了し、１・３号調査井については自噴を確認、２号調査井については熱水資源の還元ゾーンとしての十分な能力を確認して参りました。

この結果を受け、事業規模の計画拡大及び、最大49%までの範囲による第三者からの事業参画をより容易にすることを目的に、2019年５月７日にASTRA社からの新設分割によりえびの地熱社を設立し、宮崎県えびの市の地熱事業の全てを承継いたしました。その後、2020年３月16日付でえびの地熱社の事業損益の10%を分配する匿名組合契約を大和エナジー・インフラ株式会社（代表取締役社長：松田守正、本社：東京都千代田区丸の内一丁目9番1号）と締結しております。なお、えびの地熱社は、2019年度助成事業として４号調査井を掘削しており、2020年３月に自噴を確認し、2020年４月まで順調に仮噴気試験を継続しました。

なお、本件に関しては、九州電力株式会社主宰の電源接続案件募集プロセス（2015年４月に設立された電力広域的運営推進機関により新たに規定されたルールであり、発電設備等を電力系統に連系するにあたり、系統連系希望者により工事費負担金を共同負担する手続）が続いておりましたが、2019年７月に募集プロセスが完了したため、その後工事費負担金契約を締結しております。今後は、４号調査井の仮噴気試験結果の解析を行い、計画規模に合わせた追加の系統確保の調整を含め、引き続き事業化に向けて取り組んでまいります。

再生可能エネルギー関連事業では、前連結会計年度に続き地熱開発を含む発電所の開発に係るコスト（建設コストを賄うための銀行借入に対する諸手数料や金利負担等）を負担しております。九州地方では春に加え冬季も出力抑制が複数回発令された他、夏には長雨による日射量不足に見舞われましたが、前述のとおり、ポートフォリオの入れ替えを行ったことや、売却目的で保有している太陽光発電設備の売電収入もありセグメント利益を増加することができました。

以上の結果、当事業における当連結会計年度の営業収益は1,580百万円（前年同期間比1,004百万円（174.4％）の増加）、セグメント利益は34百万円（前年同期間比27百万円（350.8％）の増加）となりました。

(4) 電力取引関連事業

当事業は、小売電気事業者等を対象にシステム及び付帯サービスを提供するアストマックス・エナジー・サービス株式会社（以下、「AES社」という。）と、小売電気事業者であり、日本卸電力取引所の会員でもあるASTRA社の協業により推進しております。

2016年４月の電力の小売全面自由化以降、600件を超える小売電気事業者が設立され、小売電力の販売シェアを伸ばしています。当事業では、小売電気事業者をサポートするために、需給管理業務を中心とした業務代行サービスの提供、電力取引の提供、電力小売事業用システムの販売協力及びサポートサービスの提供を行っております。

また、2018年10月にはASTRA社のガス小売事業者登録が完了し、商品ラインナップの1つとしてガス小売事業を開始するべく準備を行っております。

＜電力事業＞

当事業の内、業務代行及びシステムサポートについては、既存顧客へのサービスの提供により収入を確保しながら、引き続き新規取引先を増やすべく、顧客ニーズにあったきめ細かいサービスの提案を行っております。当連結会計年度には新たに３件の契約を獲得することが出来ました。

電力取引については、顧客の電力調達ニーズ、価格変動リスク及び電力市場の需給状況等を考慮し、電力先渡取引を行うと同時に、電力取引における価格変動リスクを抑える目的でデリバティブ取引である電力スワップ取引、2019年９月よりTOCOMに新規上場された電力先物取引にも取り組んでおります。前連結会計年度に続き顧客開拓を続けた結果、当連結会計年度には合計15件の新規取引先を獲得し、加えて冬季の電力ヘッジ取引も活発化したことにより、営業収益と営業費用はともに大幅に増加しました。会計上現物取引である上記電力先渡取引については、時価評価の対象ではなく、確定損益のみが損益計上されています。電力取引は年度を越えて長期契約する可能性があり、また、電力価格と取引量には季節性があることから、月次及び四半期の損益変動幅が拡大する可能性があります。

電力取引の増加及び多様化に伴うリスク管理の重要性が増加していることに鑑み、当社グループでは、リスク管理体制の強化も推進しております。

＜ガス事業＞

当事業では、引き続き事業の開始に向けて、パートナー候補である複数の企業と交渉を行っております。早期の事業開始を目標とし、第4四半期連結会計期間以降においても各企業との契約締結に向けて、取り組んで参ります。

以上の結果、電力取引関連事業の当連結会計年度は、前述のとおり、業務代行サービスの顧客増加や電力販売の増加により、営業収益は9,723百万円（前年同期間比1,655百万円（20.5％）の増加）となり、当事業開始以降初めて、18百万円のセグメント利益（前年同期間は14百万円のセグメント損失）となりました。

なお、当事業のセグメント利益には含まれませんが、当事業の今後の戦略の一環として2019年12月に一般事業会社に200百万円の出資を行いましたが、当連結会計年度末における将来見積もり可能なキャッシュ・フローに基づき評価を行った結果、69百万円の特別損失を計上いたしました。

(5) その他（地方創生ほか）

当事業は報告セグメントとして独立しておりませんが、2020年３月期に減損損失を計上したこともあり、事業の状況について説明いたします。

当事業は北海道長万部町で実施されている「長万部地方創生事業」において、「町と東京理科大学の連携による再生可能エネルギーを活用した先進的アグリビジネス事業」の確立を目指し2017年11月に設立された長万部アグリ株式会社（以下、「アグリ社」という。）が主に推進しております。当社グループはアグリ社の設立当初より出資しておりましたが、2018年６月にアグリ社の第三者割当増資を引き受けアグリ社は当社の子会社となりました。

アグリ社では、サンゴ砂礫及び焼成したホタテ貝殻のアルカリ培地を利用してミニトマトを生産し２年が経過しました。2020年２月にはアグリ社のミニトマト「ENRICH MINI TOMATO（エンリッチミニトマト)」が、一般財団法人格付けジャパン研究機構が主催する格付け認証により、ミニトマト部門において、「データプレミアムNo１」を取得する等、一定の成果が出てきております。しかしながら、現時点においては、会計上の設備の減価償却期間における将来の収益見込みが見合わないこと等により減損処理をすべきと判断し、98百万円の特別損失を計上いたしました。2020年度はこれまでの経験を活かし生産の安定と、格付け認証取得を活用し販路の拡大を進めてまいります。

また、当社グループが現在のオフィスに入居し丸10年を前に、ASTAM社が社屋を移転したこと及び、残るレイアウトと設備が経年劣化していたことを受けて、「中期ビジョン」の１つとして掲げていた「人財育成力・組織力の強化」を実現するため、発想力を高め、コミュニケーションを取りやすく且つ働きやすいオフィスへリニューアルすることといたしました。2020年３月末までに新たなオフィスに生まれ変わりましたが、これに伴う残存設備の償却等により25百万円の特別損失を計上いたしました。

なお、前述いたしましたとおり、上記、セグメント利益又は損失は当該連結会計年度の経常利益又は経常損失と調整を行っており、連結会社間の内部取引消去等の調整額が含まれております。

2．設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資等につきましては、宮崎県えびの市尾八重野地域で推進している地熱発電事業に対する投資（総額834百万円）及び2019年11月に鹿児島県霧島市に約2.2MWの太陽電池モジュール、パワーコンディショナー等の発電設備一式を建設し、当社グループ内で保有しております。

3．資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金につきましては、自己資金及び金融機関からの借入金をもって充当いたしました。

4．対処すべき課題

当社グループは今後更なる事業及び収益の持続的拡大を図るために、以下の課題に取り組んでまいります。

(1) 株主資本の充実と持続的な収益力の確保

2017年３月期において、当社グループは４年後のあるべき姿を定め、持続的な企業価値の向上を目指し2020年３月期を最終年度とする中期ビジョン「Innovation & Governance for 2020」を策定し、計数目標として、計画最終年度の2020年３月期における「配当後株主資本60億円程度」、「連結営業収益45億円以上」、「連結ROE８％以上」を目指しておりました。

同ビジョン１年目である2017年３月期は、アセット・マネジメント事業で前年比増収増益を達成しましたが、その他３事業は想定通りのセグメント利益を確保できず、当社連結決算は前年度比大幅な減収減益となりました。一方、2016年10月に実施したASTAM社株式の一部譲渡を経て、株主資本は44億円から53億円に増加しました。

２年目である2018年３月期及び３年目である2019年３月期は、再生可能エネルギー関連事業において従来より推進している事業ポートフォリオの入替の一環として高知県奈半利町と大分県中津市の太陽光発電設備を譲渡しました。また、アセット・マネジメント事業においても継続的にセグメント利益を確保できており、株主資本は、2017年３月期末の53億円から54億円に増加しました。

４年目且つ最終年度である2020年３月期には、2019年４月に2016年10月に続きASTAM社の株式を追加譲渡し、特別利益を計上しましたが、３期目となる特別配当の実施や自己株式の取得及び減損処理等を実施したこともあり、株主資本は前年度比ほぼ変わらず54億円に留まりました。

連結営業収益については、電力販売の増加により2018年３月期の時点で大幅に超過し、2020年３月期には119億円となりました。連結ROEについては、2018年３月期と2019年３月期は３％台、2020年３月期は4.5％となり、目標の８％を超えることは出来ず、計数目標は一部が達成できただけにとどまりました。

次期中期ビジョンについては、2020年３月期決算短信の発表時に併せて発表することを予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延による経済社会活動への影響の見極めも必要であることから、今後の事業計画の見直し等も含め、本ビジョンの機関決定時期を延期することといたしました。現時点では2020年８月頃の発表を目途に準備を進めております。

当社グループは、引き続き会社の基本理念に基づき、事業展開の優先度を重視し、各セグメントに対する経営資源の配分の最適化を図り、各事業目標の進捗管理の強化及び人財育成等による収益性の向上を通じて、株主資本を増加させ当社グループの企業価値を向上させたいと考えております。

なお、ASTAM社は今後も当社グループの中核事業会社の一つでありますが、会計上はASTAM社が2020年３月期より連結対象外となり、アセット・マネジメント事業に係る連結上の営業収益や営業利益は大きく減少することとなった他、当社が受託していたASTAM社の管理業務が徐々に減少したことによって同社からの業務受託に関連する報酬等も大きく減少しました。コスト削減や人員の再配置等の施策を順次行ってまいりましたが、今後も持株会社コストの一層の削減と傘下の事業会社への業務受託に関連する報酬等の見直しを行う必要があると考えています。

(2) 効率的かつ機動力のある体制の構築とリスク管理の高度化

上記の目標達成のためには、当社グループの目指す姿を共有し、事業展開のスピードアップを図り経営効率を上げていかなければなりません。

迅速かつ的確な事業展開をならしめるためには、適材適所の人材配置と業務効率の向上を実現させる組織運営が必要であると考えております。そのためには広く経営管理の質を高めるとともに、一定の時間軸を踏まえた確固たる人財育成方針が必要であり、併せ資金需要に速やかに対応可能な資金調達機能も重要であると認識しています。

また、市場取引に係るリスク、信用リスク、流動性リスクに加え、セキュリティリスク、自然災害発生及び感染症拡大等に伴う事業継続に係るリスク等、当社グループ事業を取り巻くリスクは、今後、従来想定していない新たなカテゴリーのものも発生しうると考えられます。こうした事業を取り巻くリスクを迅速かつ的確に管理することの重要を明確に認識し、不測の事態に備えたリスク管理体制を構築してまいります。

(3) 再生可能エネルギー関連事業における事業基盤の拡充

再生可能エネルギー関連事業においては、「持続可能な開発目標（SDGs)」や国のエネルギー基本計画に鑑み、2030年までに最大年間66,000トン（太陽光発電100MW相当）のCO_2削減を目指し、再生可能エネルギー関連事業の発掘、開発、アレンジメント、投資及び発電所の維持・運営管理（O&M事業）を行っております。稼動済み及び今後完工予定の太陽光発電設備の売電収入により安定収益を確保し、地熱発電を含む新規の発電設備の開発を着実に取り進めつつ、FIT価格の下落により環境は厳しいものの未稼働ID及び稼動済み太陽光発電所の取得などにも取り組んでおります。この過程においては一部事業ポートフォリオの入替を行う可能性もあり、2019年９月には岩手県、埼玉県、岡山県のそれぞれの太陽光発電設備を譲渡しました。既に当社グループでは2020年３月末時点で、太陽光発電設備約26MWを自社開発済、約5MWを購入、これらとは別に約2.1MWの案件を開発しております。天候に左右されることはあるものの、既に当社グループが保有する太陽光発電所からの売電収益は当事業の黒字化を実現可能とする水準になりました。今後も売電収入による収益基盤の強化、譲渡益による期間利益の確保、O＆M事業の継続及び業務効率化や経費見直しに取り組んでまいります。その一方で、全国的に太陽光発電設備が増加したことにより九州地方において春や秋等電力をあまり必要としない時期に出力抑制が課されることが増加してきており、今後は他のエリアでも可能性が出てきましたが、これまでどおり、出力抑制の可能性を十分に認識した事業運営を行ってまいります。

地熱発電事業については長期に亘る事業ではありますが、既に宮崎県において調査井４本の掘削が完了し、そのうち３ヵ所において自噴を確認し事業化に向けて着実な前進を示しました。地熱発電事業は太陽光発電に比べリスクが高いことは認識してはおりますが、再生可能エネルギー関連事業の新たな中核の一つとなる様、潜在的なリスク検証も含め、今後はパートナー企業とともに取り組みを加速・拡大させてまいります。発電設備等を電力系統に連系できるまでに時間を要する見通しであることから、現段階では2026年３月期以降になると見込まれますが、発電所としての運転開始に向けて取り組んでまいります。

(4) 電力取引関連事業における収益力強化と新たに報告セグメントとする小売事業の事業基盤の確立

電力取引関連事業は、2016年４月の電力小売全面自由化を契機に2017年３月期より再生可能エネルギー関連事業からセグメントを独立させ、４年目の2020年３月期に初めて通期でセグメント黒字に転換しました。当事業では米国の小売電気事業者向けのシステムの販売協力及び小売電気事業者向けの業務代行、電力卸取引を中心に行っております。環境としては、600社を超える小売電気事業者がひしめき合う中、サービスの過当競争も想定されますが、当事業では、サービスの質の高さと独自のネットワークを武器として引き続き安定した顧客基盤の拡充を図り、収益力の拡大を目指し、事業基盤の確立に努めてまいります。

2020年４月10日付で開示しましたとおり、当社グループは日本における電力のサプライチェーン全体 に事業領域を広げ、より機能的なサービスの提供と収益機会の開拓を図る方針を決定し、小売電気事業分野に本格的に参入するために、ASTRA社は小売電気事業を営むJust Energy Japan株式会社を買収いたしました。小売事業は、中長期的には既存の事業を高め当社の企業価値向上に寄与するものと考えておりますが、小売電気事業のビジネスモデルは、顧客獲得にかかる代理店・取次店等への販売報酬を営業経費として先に計上し、顧客契約からの収益はその後数年の期間をかけて回収するという特性がある為、顧客を継続的に増やしていく成長過程においては、小売電気事業者は損益計算書上費用先行となるため、損益分岐点にいたるまで、小売事業については赤字が先行することになります。なお、2021年３月期より電力及びガスを対象とする小売事業を新たな報告セグメントとして独立させる予定でおります。

また、電力取引関連事業の今後の戦略の一環として新たな事業パートナーとの協働の検討を開始しておりますが、新たなビジネスフィールドでの取り組みのため、考えられるあらゆるリスクを考慮して推進してまいります。

(5) アセット・マネジメント事業の収益基盤の拡充

当社グループのアセット・マネジメント事業を主として担っていたASTAM社が２度の株式譲渡を経て2020年３月期より当社の持分法適用関連会社となって以降、ASTAM社については、税引後当期純利益のうち当社の持分49.9％のみが、営業外損益としてアセット・マネジメント事業のセグメント損益に反映されることとなっております。ASTAM社の運用資産残高は2020年３月期末に前年比約1,000億円減少しており、顧客の属性分散、商品開発力及び提供力の拡充等を含め立て直しが急務となっております。

一方、現在当事業を主として推進しているAFM社では、学校法人東京理科大学が主に出資する大学発ベンチャーキャピタルファンドの営業者としてファンド運営業務等を担い、投資金額の順調な積み上げを継続しておりますが、2020年３月末には新たなファンドの運用業務も受託することとなりました。運用対象が拡大するに伴い、この運用業務を適切に行うと共に、ベンチャーキャピタルファンドについては、投資先企業の成長にも寄与できるよう、引き続き努力を継続してまいります。

(6) ディーリング事業の一層の効率化

ディーリング事業は、ここ数年にわたり、取引対象の拡大や取引インフラを整備し収益源の多様化と収益力の拡大を目指してまいりました。当事業は市場環境に左右される側面があり、現状の取引対象市場における市場規模は従来に比べ縮小してきている事実は否めない一方、取引にかかるコストは海外を中心に年々上昇していることから、引き続き管理部門の業務効率化やコストコントロールを積極的に行ってまいります。2020年度には原油と石油製品を除く商品先物がTOCOMから日本取引所グループ傘下の大阪取引所に移され、総合取引所が発足することから、参加者の増加が期待され、当社グループの得意とするリスク管理手法を用いて収益の最大化及び利益率の好転、資本効率の向上を目指して事業展開を行ってまいります。

(7) 新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延を受けて

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大については、わが国においても、戦後最大の危機であるとの見方もなされていることから、当社グループにおいても、その経済社会に対する影響を慎重に見極めて、今後の事業展開を行っていく必要があると考えております。また、今後起こりうる別種のウイルス等による災害に対しても想定が必要となってくると考えております。

現行事業の運営に関しては、当社グループは、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う暫定的な措置として、対象者が限定されていた在宅勤務の体制を3月から拡大し在宅勤務と出社勤務を併用しておりましたが、非常事態宣言が出された４月には在宅勤務を主とし、出社を許可制にすることで、出社する社員を８～９割程度削減しています。しかしながらオンライン化されていない業務が一部残っており、業務のオンライン化について体制を整えていくことが急務であると考えております。

(8) コンプライアンスの徹底

上場企業として、再生可能エネルギー関連事業、電力取引関連事業を展開し、グループ内に顧客資産の運用に携わる事業会社を擁する当社グループは、極めて公共性の高いビジネスの担い手であると強く認識しております。よって役職員一人一人に高いモラルが求められており、当社グループの全役職員に対して社内規程で法令等の遵守を求めると共に、誓約書を提出させております。コンプライアンスについては、継続的な啓蒙活動とチェックが必要であり、引き続きその徹底を図ってまいります。

(9) セキュリティ対策

当社グループでは、事業別に業務上の全てのデータにアクセス権を設定するだけでなく、情報にアクセスする場所やデバイスにおいても制限を施すことで、情報漏洩のリスクを低減させる取り組みを行っております。

その上で、役職員の高い意識が重要であるとの認識のもと、役職員全員を対象としたサイバー攻撃に関する訓練や研修を定期的に実施しております。

今後も継続して役職員の啓蒙、意識の醸成に努めてまいります。

（10）新たな事業への挑戦

当社グループでは祖業のアセット・マネジメント事業、ディーリング事業に加え、そのノウハウを活かし2012年度以降、再生可能エネルギー関連事業や電力取引関連事業を展開しております。その間、報告セグメントにはいたっていないものの地方創生事業への取り組みも開始しております。また、今般、既存ビジネスを拡充するために電力・ガス小売事業を立ち上げる等今後も社会的要請及び時代の方向性に即した新たな事業への参入を、リスク及びリターン等を考慮した上で検討してまいります。

（11）IRの充実

「新たな事業への挑戦」に記載のとおり、当社グループの事業は複数で構成されているため、既存株主や投資家からそれぞれの事業が分かり難いとの意見を頂いております。IRについては、近年、個人投資家説明会の開催や、四半期決算の補足説明資料開示、株主通信の充実等の取り組みに加え、2020年３月期は既存の月次開示に当社グループが保有する発電所の売電状況を加え、またオンライン決算説明会の開催、第三者機関による当社のレポート作成を実施し、事業全体の関連性及び状態をより分かり易く可視化に努めてまいりました。今後もIRの一層の充実に取り組んでまいります。

5．財産及び損益の状況の推移

	第５期 2017年３月期	第６期 2018年３月期	第７期 2019年３月期	第８期 (当連結会計年度) 2020年３月期
営業収益 (千円)	3,522,835	6,186,020	11,120,710	11,932,445
経常利益 (△損失) (千円)	100,108	△1,581	130,831	△185,353
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	2,042	162,466	168,109	243,898
１株当たり当期純利益 (円)	0.16	12.35	12.77	18.65
総資産 (千円)	12,117,609	12,078,015	13,167,404	13,526,584
純資産 (千円)	5,987,175	5,942,867	5,993,492	5,699,463

（注）１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

6．重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
アストマックス・トレーディング株式会社	1,000,000千円	100%	ディーリング事業 再生可能エネルギー関連事業 電力取引関連事業
アストマックス・エナジー・サービス株式会社	99,000千円	100% (100%)	電力取引関連事業
アストマックスえびの地熱株式会社	10,000千円	100% (100%)	地下資源開発及び地熱開発事業

（注）出資比率の（）は、間接所有割合を記載しております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
アストマックス・トレーディング株式会社	東京都品川区東五反田２―10―２　東五反田スクエア５階	2,249,838千円	6,886,708千円

7．主要な事業内容

事業部門	事業内容
アセット・マネジメント事業	国内外の金融市場及び商品先物市場を中心とした顧客資産の運用業務に加え、ヘッジファンド、プライベートエクイティファンド等に投資を行うファンド・オブ・ファンズ業務、ベンチャー企業等に投資するベンチャーキャピタルファンドの運用業務を行い、国内機関投資家、国内個人投資家、国内年金基金及び海外投資家等の資産運用をASTAM社を通じて行っております。
ディーリング事業	国内商品先物市場を中心に、海外先物取引所、OTC市場（取引所を介さない相対取引の市場）等を利用した自己勘定による運用業務を行う事業を、ASTRA社を通じて行っております。
再生可能エネルギー関連事業	再生可能エネルギー等を利用した発電及び電気の供給に関する事業を、ASTRA社を通じて行っております。
電力取引関連事業	小売電気事業者をサポートするために、需給管理業務を中心とした業務代行サービスの提供、電力取引の提供、電力小売事業用システムの販売協力及びサポートサービスの提供を、ASTRA社とAES社を通じて行っております。

8．主要な営業所

(1) 当　社

本　社	東京都品川区東五反田二丁目10番２号

(2) 子会社

アストマックス・トレーディング株式会社	東京都品川区
アストマックス・エナジー・サービス株式会社	東京都品川区
アストマックスえびの地熱株式会社	東京都品川区

（注）アストマックスえびの地熱株式会社は、2020年４月23日付で宮崎県えびの市へ移転しました。

9．従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
48名	△41名	41.62歳	11.24年

（注）従業員が前連結会計年度と比べ大幅に減少しておりますが、その主な理由は、連結子会社であったアストマックス投信投資顧問株式会社の株式を売却したことにより連結の範囲から除外したためです。

10. 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社高知銀行	2,303百万円
株式会社りそな銀行	1,772百万円
株式会社栃木銀行	905百万円
株式会社東日本銀行	200百万円
株式会社みずほ銀行	36百万円

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ　会社の株式に関する事項

1．発行可能株式総数　36,000,000株

2．発行済株式の総数　13,160,300株（自己株式400,104株を含む。）

3．当期末株主数　3,370名

4．大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社大和証券グループ本社	2,260,100株	17.71%
有限会社啓尚企画	1,172,000株	9.18%
牛嶋英揚	638,000株	4.99%
マネックスグループ株式会社	564,700株	4.42%
山本純也	380,400株	2.98%
白木信一郎	370,000株	2.89%
小幡健太郎	312,000株	2.44%
山本美江	256,500株	2.01%
小倉啓満	198,300株	1.55%
奥村陽一郎	193,700株	1.51%

（注）1．当社は、自己株式400,104株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2．持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

5．その他株式に関する重要な事項

当社は、株主還元の一環として、資本効率向上を図るため、会社法第459条第1項及び当社定款第37条の定めにより、2019年11月15日の当社取締役会決議に基づき、2019年11月18日から2020年２月29日までの間、市場取引により、400,000株（発行済株式総数に対する割合は3.03％）の自己株式を総額123,632,019円で取得いたしました。

Ⅲ　会社の新株予約権等に関する事項

1．当事業年度末日に当社役員が保有している新株予約権等の発行状況

該当事項はありません。

2．当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3．その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅳ　会社役員に関する事項

1．　取締役及び監査役の氏名等（2020年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	牛　嶋　英　揚	アストマックス・トレーディング株式会社　代表取締役社長 アストマックス・エナジー・サービス株式会社　代表取締役社長 くまもとんソーラープロジェクト株式会社　代表取締役社長 アストマックスえびの地熱株式会社　代表取締役社長
代表取締役社長	本　多　弘　明	人事担当役員 アストマックス投信投資顧問株式会社　代表取締役社長 長万部アグリ株式会社　代表取締役会長
常務取締役	小　幡　健太郎	投資事業・情報システム・総務・経理・経営企画担当役員 投資事業室長
取　締　役	橋　本　昌　司	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業　パートナー GMOリサーチ株式会社　社外取締役 東急不動産リート・マネジメント株式会社　コンプライアンス委員会　外部委員
常勤監査役	森　田　孝　彦	独立事業主　国内外小売業コンサルタント アストマックス・トレーディング株式会社　監査役 アストマックス・エナジー・サービス株式会社　監査役 アストマックス投信投資顧問株式会社　監査役 長万部アグリ株式会社　監査役
監　査　役	小　坂　義　人	信越化学工業株式会社　社外監査役 飛悠税理士法人　社員 スター・マイカ・ホールディングス株式会社　取締役（監査等委員）
監　査　役	塚　越　一　郎	リテラ・クレア証券株式会社　監査役
監　査　役	藤　本　邦　雄	―

（注）１．取締役 橋本昌司氏は社外取締役であります。
２．監査役 森田孝彦、小坂義人、塚越一郎、藤本邦雄の４氏は社外監査役であります。
３．取締役 橋本昌司及び監査役 森田孝彦、小坂義人、塚越一郎、藤本邦雄の５氏は株式会社東京証券取引所JASDAQ市場が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
４．監査役 小坂義人氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．木曽慎二氏は、2019年６月26日開催の第７期定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

2．責任限定契約の内容の概要

当会社と各非業務執行取締役及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、非業務執行取締役については金３百万円または法令が定める額のいずれか高い額、監査役については金２百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

3．取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支給人員	報酬等の額
取　締　役 (うち社外取締役)	4 名 (1 名)	59百万円 (3百万円)
監　査　役 (うち社外監査役)	4 名 (4 名)	10百万円 (10百万円)
合計	8 名	69百万円

(注)　2013年６月26日開催の第１期定時株主総会の決議に基づく取締役の報酬限度額は年額200百万円（うち社外取締役分は20百万円）、監査役の報酬限度額は年額40百万円であります。

4．社外役員等に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

取締役 橋本昌司氏は、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のパートナー、GMOリサーチ株式会社の社外取締役及び東急不動産リート・マネジメント株式会社 コンプライアンス委員会の外部委員を兼職しております。当社は、橋本氏の兼職先である渥美坂井法律事務所・外国法共同事業から、橋本氏以外の弁護士より必要に応じて法律上のアドバイスを受けておりますが、同事務所と当社との間における取引額は僅少であります。橋本氏が兼職しているGMOリサーチ株式会社及び東急不動産リート・マネジメント株式会社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

監査役 森田孝彦氏は、独立事業主 国内外小売業コンサルタントを兼職しております。森田氏が兼職している独立事業主 国内外小売業コンサルタントと当社の間には資本関係及び取引関係はありません。

監査役 小坂義人氏は、信越化学工業株式会社の社外監査役、飛悠税理士法人の社員及びスター・マイカ・ホールディングス株式会社の取締役（監査等委員）を兼職しております。各法人等と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

監査役 塚越一郎氏は、リテラ・クレア証券株式会社の監査役を兼職しております。塚越氏が兼職しているリテラ・クレア証券株式会社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

監査役 藤本邦雄氏は、他の法人等の業務執行者及び社外役員を兼職しておりません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	当事業年度における主な活動状況
社外取締役	橋本昌司	当事業年度開催の取締役会には、14回中14回出席し、主として弁護士としての専門的見地に基づき、経営から独立した客観的・中立的な立場で取締役会の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外監査役	森田孝彦	当事業年度開催の取締役会には、14回中14回出席し、他社で会計実務及び会計システム構築に携わってきた経験や、独立事業主として業務改善等のコンサルティング業務に従事してきた経験を活かした発言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会には、14回中14回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	小坂義人	当事業年度開催の取締役会には、14回中13回出席し、主として公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会には、14回中12回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	塚越一郎	当事業年度開催の取締役会には、14回中14回出席し、主として他社で常勤監査役を務められた経験を活かした発言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会には、14回中13回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	藤本邦雄	当事業年度開催の取締役会には、14回中14回出席し、主として他社で培われた金融・財務に関する幅広い知識や企業経営者としての見識を活かした発言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会には、14回中14回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注)　書面決議による取締役会の回数は除いております。

Ⅴ　会計監査人の状況

1．　会計監査人の名称　　有限責任監査法人トーマツ

2．　会計監査人としての報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17　百万円
②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32　百万円

（注）1．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。
2．当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

3．　非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

4．　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、当社都合の場合のほか、当社監査役会が当該会計監査人が会社法第340条第１項に定められている解任事由に該当し、改善の見込みがないと判断した場合、もしくは監督官庁から監査業務停止、契約違反等、当社の監査業務に重大な事態が生じた場合には、監査役会は取締役会に対して会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。

Ⅵ　剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、長期的に企業価値を高め、株主の皆様へ還元することが、企業として最も重要な課題であると考えており、剰余金の配当につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益の30％を目処に、期末配当を年１回行うことを基本方針としております。

当期につきましては、業績並びに今後の経営環境等を考慮し、利益剰余金を原資として、１株当たり６円00銭の期末配当を実施いたします。

なお、特定の株主からの取得以外の自己の株式取得、欠損填補の範囲内の準備金減少、剰余金の処分については、当社の財務状況等を勘案し、必要に応じて適宜、対応を検討してまいります。

（本事業報告中の記載数字は、金額は単位未満切り捨て、比率（持株比率を除く）その他は四捨五入しております。）

連結貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	**【5,838,474】**	**【流動負債】**	**【3,650,267】**
現金及び預金	3,468,572	営業未払金	340,954
営業未収入金	151,015	短期借入金	1,929,840
製品	689,076	１年内返済予定の長期借入金	277,706
差入保証金	534,602	自己先物取引差金	785
自己先物取引差金	733,625	未払金	428,910
その他	263,615	未払費用	37,643
貸倒引当金	△2,033	未払法人税等	249,113
【固定資産】	**【7,683,432】**	賞与引当金	25,522
(有形固定資産)	**(6,565,412)**	インセンティブ給引当金	27,353
建物及び構築物	368,018	その他	332,437
機械及び装置	3,453,496	**【固定負債】**	**【4,176,854】**
車両運搬具	151	長期借入金	3,024,229
器具及び備品	22,497	繰延税金負債	4,700
土地	454,323	修繕引当金	65,366
建設仮勘定	2,266,925	製品保証引当金	1,851
(無形固定資産)	**(34,685)**	資産除去債務	198,441
その他	34,685	その他	882,264
(投資その他の資産)	**(1,083,333)**	**負債合計**	**7,827,121**
投資有価証券	885,282	純資産の部	
出資金	28,717	**【株主資本】**	**【5,418,939】**
長期差入保証金	157,538	資本金	2,013,545
その他	11,795	資本剰余金	2,911,783
【繰延資産】	**【4,678】**	利益剰余金	616,217
創立費	125	自己株式	△122,606
開業費	4,552	**【その他の包括利益累計額】**	**【△3,432】**
		その他有価証券評価差額金	△3,432
		【非支配株主持分】	**【283,956】**
		純資産合計	**5,699,463**
資産合計	**13,526,584**	**負債純資産合計**	**13,526,584**

(注)　記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
営業収益		**11,932,445**
アセット・マネジメント事業収益	100,827	
ディーリング事業収益	426,771	
再生可能エネルギー関連事業収益	1,568,325	
電力取引関連事業収益	9,723,924	
その他の営業収益	112,596	
営業費用		**12,098,790**
営業損失（△）		**△166,344**
営業外収益		**173,990**
違約金収入	27,154	
売電収入	124,142	
その他	22,693	
営業外費用		**193,000**
支払利息	70,376	
資金調達費用	4,475	
減価償却費	76,798	
持分法による投資損失	23,653	
その他	17,696	
経常損失（△）		**△185,353**
特別利益		**1,028,459**
投資有価証券売却益	82,513	
関係会社株式売却益	944,146	
その他	1,800	
特別損失		**229,680**
投資有価証券評価損	70,365	
出資金評価損	34,432	
固定資産除却損	12,962	
減損損失	98,709	
その他	13,210	
税金等調整前当期純利益		**613,424**
法人税、住民税及び事業税	268,549	
法人税等調整額	103,153	371,703
当期純利益		**241,721**
非支配株主に帰属する当期純損失（△）		**△2,177**
親会社株主に帰属する当期純利益		**243,898**

（注） 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	**【3,890,185】**	**【流動負債】**	**【1,240,733】**
現金及び預金	1,291,475	短期借入金	940,840
前払費用	7,889	未払金	34,547
関係会社短期貸付金	2,420,000	未払費用	3,435
関係会社未収入金	80,616	未払法人税等	228,288
関係会社未収収益	1,120	預り金	5,537
その他	89,082	賞与引当金	11,849
【固定資産】	**【2,996,523】**	関係会社未払金	14,467
(有形固定資産)	**(57,752)**	その他	1,767
建物	39,505	**【固定負債】**	**【19,165】**
器具及び備品	18,176	その他	19,165
車両	70	**負債合計**	**1,259,898**
(無形固定資産)	**(1,814)**	純資産の部	
ソフトウェア	1,814	**【株主資本】**	**【5,628,994】**
(投資その他の資産)	**(2,936,956)**	**資本金**	**2,013,545**
投資有価証券	179,618	**資本剰余金**	**1,966,047**
関係会社株式	2,697,057	資本準備金	1,013,545
出資金	600	その他資本剰余金	952,501
長期差入保証金	40,989	**利益剰余金**	**1,772,008**
関係会社長期貸付金	20,000	その他利益剰余金	1,772,008
その他	130	繰越利益剰余金	1,772,008
貸倒引当金	△1,439	**自己株式**	**△122,606**
		【評価・換算差額等】	**【△2,184】**
		その他有価証券評価差額金	△2,184
		負債純資産合計	**5,626,809**
資産合計	**6,886,708**	**純資産合計**	**6,886,708**

(注)　記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
営業収益		**254,616**
業務受託収入	254,616	
営業費用		**379,399**
営業損失（△）		**△124,782**
営業外収益		**181,774**
受取利息	14,139	
受取配当金	164,506	
投資有価証券売却益	2,817	
雑収入	311	
営業外費用		**14,851**
支払利息	12,650	
その他	2,201	
経常利益		**42,139**
特別利益		**994,547**
投資有価証券売却益	13,749	
関係会社株式売却益	980,797	
特別損失		**148,985**
固定資産除却損	9,818	
関係会社株式評価損	127,499	
その他	11,666	
税引前当期純利益		**887,701**
法人税、住民税及び事業税	189,073	
法人税等調整額	85,470	274,544
当期純利益		**613,157**

（注） 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月20日

アストマックス株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松　崎　雅　則　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山　田　信　之　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、アストマックス株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アストマックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月20日

アストマックス株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松　崎　雅　則　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山　田　信　之　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、アストマックス株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第８期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第８期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が重要な子会社の監査役を兼務しており、重要な子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月21日

アストマックス株式会社　監査役会
常勤監査役 森　田　孝　彦 ㊞
監　査　役 小　坂　義　人 ㊞
監　査　役 塚　越　一　郎 ㊞
監　査　役 藤　本　邦　雄 ㊞

（注）常勤監査役森田孝彦及び監査役小坂義人、監査役塚越一郎、監査役藤本邦雄は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

＜会社提案（第１号議案から第４号議案まで）＞

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第２条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
（目的） 第２条　当会社は、次の各号の業務を自ら営む、または、次の各号の業務を営む会社（次の各号の業務に相当する業務を営む外国会社を含む。）、組合（次の各号の業務に相当する業務を営む外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配及び管理することを目的とする。 （１） 〳　　（条文省略） （16） （新　設） （17）　（条文省略）	（目的） 第２条　当会社は、次の各号の業務を自ら営む、または、次の各号の業務を営む会社（次の各号の業務に相当する業務を営む外国会社を含む。）、組合（次の各号の業務に相当する業務を営む外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配及び管理することを目的とする。 （１） 〳　　（現行どおり） （16） （17）リース事業 （18）　（現行どおり）

第２号議案　取締役４名選任の件

本総会終結の時をもって現任の取締役４名全員が任期満了となりますので、取締役４名（重任３名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	うしじま　ひであき 牛　嶋　英　揚 (1955年７月３日生)	1978年４月 住友商事株式会社入社 1992年５月 同社　非鉄金属部部長付　銅マーケティング課長 1993年４月 アストマックス株式会社（現アストマックス・トレーディング株式会社）入社　常務取締役 1994年11月 同社　代表取締役常務 1998年５月 同社　代表取締役専務 2001年５月 同社　代表取締役社長 2010年７月 アストマックス株式会社（現アストマックス・トレーディング株式会社）　代表取締役会長 2012年10月 当社　代表取締役会長（現任） アストマックス・トレーディング株式会社　代表取締役社長（現任） 2013年９月 アストマックス・エナジー株式会社　代表取締役社長 2015年６月 くまもとんソーラープロジェクト株式会社　代表取締役社長（現任） 2015年11月 アストマックス・エナジー・サービス株式会社　代表取締役社長（現任） 2018年２月 アストマックス・エナジー株式会社　代表清算人 2019年５月 アストマックスえびの地熱株式会社　代表取締役社長（現任）	638,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	ほんだ　ひろあき 本　多　弘　明 (1956年10月4日生)	1979年４月 住友商事株式会社入社　財務部、英国駐在、為替資金部 1997年４月 同社　プロジェクトファイナンス部部長代理 2001年５月 ウエストドィッチェ・ランデスバンク東京支店（現ウェストエルビー・アーゲー東京支店）エグゼクティブディレクター 2003年２月 アストマックス・アセット・マネジメント株式会社　代表取締役社長 2006年６月 アストマックス株式会社（現アストマックス・トレーディング株式会社）　常務取締役 2007年６月 同社　専務取締役 2008年６月 アストマックス株式会社（現アストマックス・トレーディング株式会社）　代表取締役専務 2010年７月 同社　代表取締役社長 2012年10月 当社　代表取締役社長 アストマックス投資顧問株式会社　代表取締役社長 2012年12月 ＩＴＣインベストメント・パートナーズ株式会社（現アストマックス投信投資顧問株式会社）　社外取締役 2013年４月 アストマックス投信投資顧問株式会社代表取締役社長（現任） 2017年６月 当社 代表取締役社長 人事担当役員　（現任） 2019年７月 長万部アグリ株式会社　代表取締役会長（現任）	128,000株
3	はしもと　まさじ 橋　本　昌　司 (1967年7月14日生)	2000年４月 第一東京弁護士会弁護士登録 長谷川俊明法律事務所入所 2004年４月 三井安田法律事務所入所 2004年12月 リンクレーターズ法律事務所（現 外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ）入所 2006年４月 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科非常勤講師 2007年１月 Allen & Gledhill LLP（シンガポール）入所 2007年12月 Linklaters LLP（ロンドン）入所 2008年６月 外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ入所 2009年６月 渥美総合法律事務所・外国法共同事業（現 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業）入所 2010年12月 同　パートナー（現任） 2011年８月 ＴＬＣタウンシップ株式会社（現 東急不動産リート・マネジメント株式会社）コンプライアンス委員会　外部委員（現任） 2014年３月 GMOリサーチ株式会社 社外取締役（現任） 2017年６月 当社　社外取締役（現任） 2019年２月 株式会社坪田ラボ　社外取締役	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	みぞぶち　ひろあき 溝　渕　寛　明 (1954年９月15日生)	1977年４月 住友商事株式会社入社 1996年11月 同社　サウジアラビア　アルホバル事務所長 2002年９月 同社　エネルギー第二本部　エネルギー事業部長 2004年７月 サミットエナジーホールディングス株式会社　代表取締役社長 2007年４月 住友商事株式会社　理事　通信・環境・産業インフラ事業本部　副本部長 2010年４月 同社　執行役員　新事業推進本部長 2013年４月 同社　執行役員　九州沖縄ブロック長 住友商事九州株式会社　代表取締役社長 2017年１月 株式会社エナリス　執行役員　ビジネス推進本部長	0株

(注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 本多弘明氏は2020年6月19日にアストマックス投信投資顧問株式会社の代表取締役社長を退任予定であり、同日開催の同社株主総会にて取締役会長に就任予定であります。
3. 橋本昌司氏及び溝渕寛明氏は社外取締役候補者であります。
4. 橋本昌司氏につきましては、弁護士として企業法務に関する経験・識見が豊富であり、当社固有の問題点のみならず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点から当社の経営を監督していただいており、引き続き当社のコーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただけると判断したため、社外取締役として選任するものであります。
5. 溝渕寛明氏につきましては、再生可能エネルギー分野等の当社事業に関わり合いの深い識見を有していることに加え、経営者としても豊富な経験を有し、当社固有の問題点のみならず、幅広い視点から当社の経営を監督することにより、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただけると判断したため、社外取締役として選任するものであります。
6. 橋本昌司氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって３年となります。
7. 当社は橋本昌司氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金３百万円または法令が定める額のいずれか高い額としており、本総会において、同氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。また、溝渕寛明氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の契約を締結する予定です。
8. 橋本昌司氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任された場合は、独立役員としての届出を継続いたします。また、溝渕寛明氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、当社は、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

第３号議案　監査役２名選任の件

本総会終結の時をもって現任の監査役小坂義人、塚越一郎の両氏が任期満了となりますので、監査役２名（重任１名）の選任をお願いするものであります。尚、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	こさか　よしひと 小　坂　義　人 (1955年７月13日生)	1987年１月　千葉・小坂会計事務所（現飛悠税理士法人）　代表 1991年３月　アクタス監査法人（現太陽有限責任監査法人）　代表社員 2003年６月　アストマックス株式会社（現アストマックス・トレーディング株式会社）　社外監査役 2006年２月　スター・マイカ株式会社　社外監査役 2006年６月　信越化学工業株式会社　社外監査役（現任） 2012年10月　当社　社外監査役（現任） 2015年６月　飛悠税理士法人　社員（現任） 2015年７月　きさらぎ監査法人　代表社員 2016年２月　スター・マイカ株式会社　取締役（監査等委員） 2016年２月　きさらぎ監査法人　顧問 2019年６月　スター・マイカ・ホールディングス株式会社　取締役（監査等委員）（現任）	0株
2	ほそかわ　たけし 細　川　健 (1962年12月10日生)	1985年４月　大和証券株式会社　入社 1999年４月　株式会社大和証券グループ本社　経営企画部　次長 2004年４月　同社　法務部長 2005年10月　大和証券SMBC株式会社　企業提携第二部長 2008年10月　大和証券SMBCプリンシパル・インベストメンツ株式会社　取締役　最高リスク管理責任者 2009年10月　大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社　企業提携第一部長 2010年10月　大和PIパートナーズ株式会社　取締役　海外投資担当 2016年４月　大和プロパティ株式会社　経営企画部長 2018年４月　同社　監査役（現任） 2019年６月　行政書士オフィス細川　代表行政書士（現任）	0株

（注）１．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．小坂義人氏及び細川健氏は社外監査役候補者であります。

３．小坂義人氏につきましては、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見等からの視点に基づくチェック等を期待し、社外監査役として選任するものであります。また、当該候補者が監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって７年８ヶ月であります。

４．細川健氏につきましては、法務・コンプライアンス及び経営企画分野での豊富なキャリアを有し、米国ニューヨーク州弁護士登録者でもあります。当社の今後の事業展開において、これらの知見を経営の監査・監督に発揮いただけるものと判断したため、社外監査役として選任するものであります。

５．当社は、小坂義人氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金２百万円または法令が定める額のいずれか高い額としており、本総会において、同氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。また、細川健氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の契約を締結する予定です。

６．小坂義人氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任された場合は、独立役員としての届出を継続いたします。また、細川健氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、当社は、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

第４号議案　取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は2013年６月26日開催の第１期定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分は20百万円以内。）（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の枠内で、当社の取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額20百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は４名（うち社外取締役１名）ですが、第３号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は４名（うち社外取締役２名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年10万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位のいずれの地位も喪失する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

(ご参考)

当社では、執行役員制度の導入を検討しており、当該制度が導入された場合には、本議案が承認可決されることを条件として、当社の執行役員に対しても、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定です。

＜株主提案（第５号議案）＞

第５号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定及び取締役の報酬額改定の件

１．議案の要領

取締役の年間報酬限度額（平成25年６月26日付第１期定時株主総会にて決議）の範囲内で実際に支給される、社外取締役を除く取締役（以下、「対象取締役」といいます。）それぞれへの報酬について、金銭報酬と金銭債権により以下の条件にて支給する。

・各対象取締役に支給する金銭債権の総額は当該対象取締役の報酬額の２分の１とする
・当該金銭債権は譲渡制限付株式報酬に係る第三者割当て(自己株式の処分)に対する現物出資に充てられるものとする
・譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、割当てを受けた日より３年から５年の間で取締役会が定める期間とし、当該内容は貴社と対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約を締結する
・当該金銭債権の具体的な支給時期、譲渡制限付株式の第三者割当ての株式数及び配分等は取締役会で決定する

２．提案の理由

貴社の第７期有価証券報告書によれば、平成31年３月末時点の株価で計算される代表取締役社長本多弘明氏の保有株式持ち分は約35百万円であり、常務取締役小幡健太郎氏の約86百万円と比較しても小さく、上場企業の代表取締役の保有水準として必ずしも十分な水準であるとは言えません。本報酬制度改定により、支給される実報酬額の半分が譲渡制限付株式となり、①名実共に株主目線の経営となり、②貴社経営陣の事業に対する強いコミットメントを市場に示すことが出来ることから、中長期的に事業に対して良い影響を与えることが出来ると考えます。また、本議案の承認が得られた場合、貴社幹部従業員に対しても、株式報酬制度を導入頂きたいと考えます。

（注）以上は、提案株主様から提出された「議案の要領」及び「提案の理由」を原文どおり記載したものです。

３．当社取締役会の意見

取締役会としては、以下の理由により本議案に反対いたします。

当社は、2020年５月15日開催の取締役会において、取締役報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度の導入及び同制度に関する議案を本株主総会に付議することを決議し、2020年５月15日付で「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」を公表しました。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）を対象に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、既存の報酬枠の範囲内で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを付議しております（なお、当社では、執行役員制度の導入を検討しており、当該執行役員に対しても、対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式を付与する予定です）。

提案株主様も、譲渡制限付株式報酬制度の導入により、株主目線の経営の実現と、会社経営陣の事業に対する強いコミットメントが市場に示されることで、中長期的に事業に対して良い影響を与えることが出来ると考えており、その点において、当社が本株主総会に付議する議案も主旨を同じくするものと考えております。

ただし、提案株主様より提案をいただいた内容のうち、以下の２点については、当社が本株主総会に付議する議案の内容と異なっており、それぞれ当社からの反対意見と併せて記載いたします。

(1)「各対象取締役に支給する金銭債権の総額は当該対象取締役の報酬額の２分の１とする」点について、当社は、対象取締役に対して、金銭報酬と同程度の株式報酬を付与することは意図しておりません。

当社の取締役報酬は、従来より事業年度ごとに当該事業年度における業績及び業務成果等を加味して決定されており、当社は、各事業年度に金銭報酬として支払われる本取締役報酬の一部を、対象取締役に対する短期的インセンティブであると判断しております。今般、当社は、当該短期的インセンティブに加え、既存の取締役報酬枠の範囲内で、一定の割合を株式報酬として対象取締役に付与することを、長期的インセンティブとして位置づける制度を導入し、取締役報酬制度における短期的インセンティブと、長期的インセンティブとのバランスを取ってまいりたいと考えております。なお、当社は、今後、複数回にわたって対象取締役に株式報酬を付与することを検討しており、市場変動による影響等が他社と比較して大きいという当社事業の特質性等も踏まえた場合、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、年額20百万円以内とすることが相当であると判断し、本株主総会に議案を付議しており、必ずしも実報酬額の半分を譲渡制限付株式とすることが適当とは考えておりません。

(2)「譲渡制限期間は、割当てを受けた日より３年から５年の間で取締役会が定める期間」とする点について、当社は対象取締役に対して、割当て当初の段階において３年から５年といった譲渡制限期間を設定し、株式報酬を付与することは意図しておりません。

当社は、より長期の視点で当社の企業価値の向上を図ることを考えており、その視点で株主の皆様との一層の価値共有を進めるためには、対象取締役・執行役員一同、一般的に、より長期インセンティブとなるよう「当社の取締役その他当社取締役会で定める地位のいずれの地位も喪失する日までの間」を譲渡制限期間とすることが適当であると考え、本株主総会に議案を付議しております。また、当社は、「その他当社取締役会で定める地位」に、執行役員としての地位等を含むことを想定しており、当社に在任中の期間は、株式を保有し続けることが、対象取締役のみならず執行役員にも、事業に対してより強いコミットメントを促すものと考え、制度設計を行っております。

以上を勘案し、今回当社が本株主総会に付議する議案が株主の皆様にとって最良の選択であると確信する一方、本議案につきましては反対いたします。

４．その他議決権の行使についてのご案内

第５号議案及び第４号議案への議決権行使について

第５号議案は、第４号議案と相反する関係にあります。したがいまして、書面により第５号議案及び第４号議案のいずれにも賛成する旨の議決権の行使をされますと、第５号議案及び第４号議案への議決権の行使は無効となりますので、ご注意いただきますようお願い申し上げます。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場　東京都中央区日本橋二丁目７番１号
東京日本橋タワー５階 ベルサール東京日本橋　Room 12

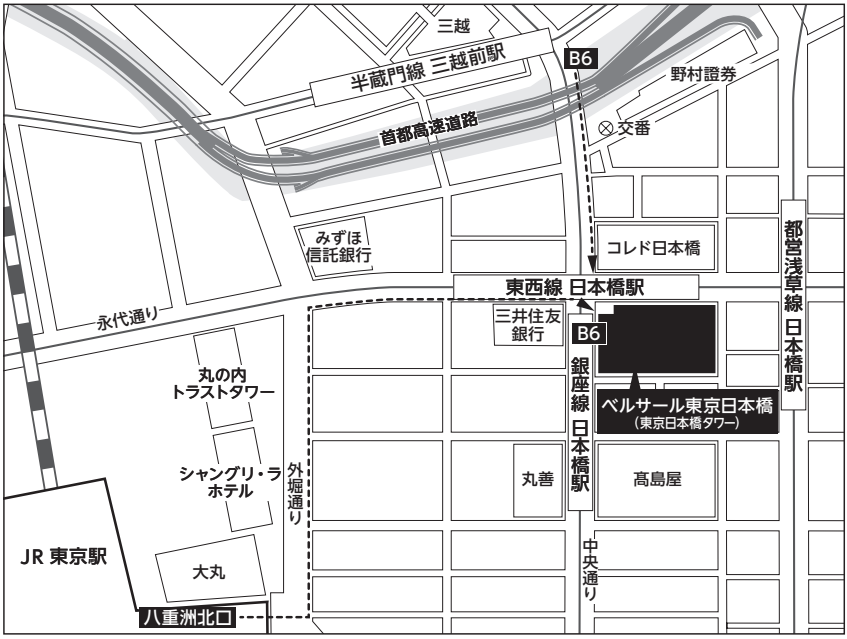

〔会場への交通機関〕

日本橋駅（銀座線、東西線、浅草線）	Ｂ６出口直結
三越前駅（半蔵門線、銀座線）	Ｂ６出口より徒歩３分
東 京 駅（ＪＲ線）	八重洲北口より徒歩６分

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。